

平成 28 年度第 6 回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成 28 年 9 月 7 日 (水)					
招 集 場 所	南部町天萬庁舎 2 階 会議室					
開 会 時 間	1 3 時 3 0 分		閉 会 時 間		1 4 時 0 5 分	
委員出欠	番 号	氏 名	出・欠	番 号	氏 名	出・欠
	1 番	庄倉 三保子	出席	10 番	三嶋 國夫	出席
	2 番	頼田 洋子	出席	11 番	船谷 永泰	出席
	3 番	岡田 篤幸	出席	12 番	秦野 俊美	出席
	4 番	岩田 有司	出席	13 番	亀尾 和男	出席
	5 番	植 田 健	出席	14 番	井田 憲美	出席
	6 番	種 正 明	出席	15 番	井上 雅夫	出席
	7 番	作野 英明	出席	16 番	白川 透	出席
	8 番	松川 徹	出席	17 番	市川 春樹	出席
	9 番	井上 武	出席	18 番	恩田 一秀	出席
議事録署名委員	1 番	庄倉 三保子		2 番	頼田 洋子	
出席吏員	事務局長 頼田 泰史 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田邊 操枝					
傍 聴 人						

付 議 案 件	
議案番号	提出議案の題目
第 1 号	農用地利用集積計画案の決定について
第 2 号	(1) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用について
そ の 他	(1) 平成 28 年度農業委員会特別研修大会について
	(2) 全国農業新聞の普及推進について
	(3) 平成 28 年度第 5 回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局 長	ただいまより、平成 28 年度第 6 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の総会出席は委員数 18 名中 18 名の出席です。農業委員会法第 21 条及び農業委員会会議規則第 5 条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨 拶	会 長	～省略～
	局 長	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員： 1 番 庄倉 三保子 2 番 頼田 洋子 書記： 田邊 操枝
4. 議 事 議案第 1 号 農用地利用集積計画案の決	議 長	議事に入ります。『議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 3 号、農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条

定について		第1項の規程により議決を求めます。
	局長補佐	平成28年 第1号、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。 【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書5~7頁)】 [新規] 整理番号 171 ~ 173 番 設定を受ける者 : 1名 設定をする者 : 3名 設定をする土地 : 3筆 計 1,760 m ² 来月からの利用権設定です。9月中旬に、早場米の収穫が終わった後に利用権設定をされます。 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します
	議長	質疑に入りますが、親族であります種委員は退席をお願いします。 (種委員退出)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『議案第1号 農用地利用集積計画案の決定について』は議決承認されました。 (種委員入室)
5. 報告事項 (1) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について	議長	報告事項となっておりますが、専決ではありませんので議事とします。(1)を(2)に訂正してください。『(2) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について』を上程します。提案者、説明を求めます。
	局長補佐	【『農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について』 朗読及び説明(議案書6~7頁)】 全て合わせて8筆 m ² の一時転用です。賃借料は10aあたり円です。
	議長	質疑を受けます。
	種委員	現地調査資料の方位がページによって逆になっていますので、できるだけ同じ方向でお願いします。
	議長	北の向きが同じになるように事務局は気を付けて下さい。
	庄倉委員	土地の面積が何m ² の内m ² という表示になっていますが、現地調査資料では、どのような使われ方をされるのか分からないので説明をお願いします。
局長補佐	資料の5ページの平面図をご覧ください。中ほどに、見やすくするために斜線は削除していますが、斜線部は工事用道路と記されています。点線の太い所は です。 から約5mの所が工事用道路です。工事用道路を造るために表土を取る必要があります。その仮置や資材等を置く場所として、河川から約12mの幅を転用したいということです。川幅等や現地の状況も様々なのでくつきり12mというわけではありません。続きまして9ページですが、中ほどに東長田川が走っています。その左側	

		に があります。その一部を転用したいということです。12m程度と聞いています。工事はブロックを積んで護岸整備。護岸より 12mを転用したいと聞いています。
庄倉委員		説明は分かりますが、9 ページで言うと の道沿いをずっとということですか。
局長補佐		そうです。
庄倉委員		3 ページでは水と書いてある所から何メートルということですか。
局長補佐		そうです。
庄倉委員		言われることは分かりますが、番地に丸がしてあるだけでは、どこの部分までかが分かりません。水という所から何メートルの所をずっと行くということですか。
局長補佐		そうです。
庄倉委員		4 ページでは水沿いにずっと行くわけですね。
局長補佐		3、4 ページの図面と 5 ページの図面が南北逆になっていて分かりにくいですが、庄倉委員さんのご指摘のとおり地番に丸がしてある所が今回の転用の地番です。その内、水と書いてある所から 12m程度を転用したいということです。
種委員		全て何㎡の内の一部ということですが、現地は杭等が打ってあってテープなどが貼ってありますか。
局長補佐		現地確認をしましたが、転用する工事用道路の辺りには 5m程度の所に杭が打ってあります。さらに転用する場所については杭までは打ってなく、土地の状況によって転用したいということです。12mの所には杭は打ってありません。
種委員		どのように面積確認するのですか。面積が示されていますが、その範囲内であるということ、どのように確認するのですか。
局長補佐		面積確認ですが、転用は、ここからここまでという杭は打ってありませんので、実際に確認はできていませんが、川幅から 5mの所に工事用道路があつて杭が打ってありますので、そこから約 7mということで確認はできます。ただし全て 12mではなく、現地の農地の状況や川幅により変わってくるので平均して 12mということになります。
種委員		書いてある面積内で納まれば良いですが、オーバーすることも考えられます。しかも、ここまでなら転用をしても良いという区分けが無くオープンの状態です。仮置き場等が正しく転用されているか確認できないのではないですか。やはり現地に、ここまでであると杭やテープなどで印を付けておかなければいけないのではないかと私は思います。
局長補佐		ご指摘をいただきましたので、直ちに業者と現地に向かい、着工までに杭等で農地転用の区域が分かるようにしたいと思います。また、現場事務所も中ほどに設置となっていますので併せて、その位置が分かるように杭を確認したいと思います。
議 長		着工までに時間がない時は先決としていましたので報告事項としていました。
一 同		はい。
議 長		ないようですので『(2) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について』決定致しました。

6. その他 (1)平成 28 年 度農業委員会 特別研修大会 について	議 長	『平成 28 年度農業委員会特別研修大会について』説明をお願いします。
	局長補佐	毎年開催されている大会です。本年度は平成 28 年 10 月 28 日(金)開催されます。開始時間につきましては調整中とのことです。はっきりとした時間、内容等が分かり次第連絡をさせていただきます。移動については公用車を用意しています。出欠につきましては次回の総会の際に伺いたいと思います。
(2)全国農業 新聞の普及推 進について	議 長	『全国農業新聞の普及推進について』説明をお願いします。
	局長補佐	先日、東京より全国農業新聞の担当の方が、全国農業新聞の普及推進のお願いということで来られました。皆様には購読頂いていますが、農業関係の方々等に声をかけて頂きましたら幸いです。
第 7 回農業員 会総会の日程 について	議 長	平成 28 年度第 7 回南部町農業委員会総会は、平成 28 年 10 月 12 日(水)に開催致します。
その他	局長補佐	2 点連絡 ● 公務災害契約完了。 ● 次回総会の後「平成 28 年度農業者推進会議」開催。
8、閉 会	議 長	これにて平成 28 年度第 6 回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		